

国立大学法人東京医科歯科大学における研究費の不正使用に関する
調査結果について（概要）

令和元年10月に本学に匿名の通報を受け、本学が調査を実施した結果は以下の通りです。

1. 研究費の不正使用に関与した者

石田 宝義（大学院医歯学総合研究科助教）

2. 不正の内容

（1）概要

本件は、本学大学院医歯学総合研究科咬合機能矯正学分野内においてハラスメント等の問題が発生しているとの匿名による通報が文書であり、その中に本学大学院医歯学総合研究科 石田宝義助教（以下「調査対象者」という。）の研究費（科学研究費助成事業。以下「科研費」という。）に係る不正使用の疑いがあることが記載されていたことから、調査委員会において、事実関係を確認するとともに、関係者への聞き取り調査及び書面調査を行ったものである。

（2）不正の態様

調査対象者が事業年度を逸脱して業者に研究費を支払った不正な取引（架空取引）を行った。

3. 本学が公表時まで実施した措置の内容

本調査開始から調査対象者が交付中の公的研究費を全て執行停止している。また、調査対象者に対しては、今後本学職員懲戒規則に基づき、厳正な処分を行う。

4. 調査委員会における調査体制

統括管理責任者（理事）を委員長とする6名（学内委員3名、学外委員3名）による調査委員会の構成

【学内委員】

渡邊守	統括管理責任者
木村彰方	特命副学長（研究・評価担当）
渡部徹郎	歯学部長

【学外委員】

秋山幹男	秋山幹男法律事務所 弁護士
淵邊善彦	ベンチャーラボ法律事務所 弁護士
中島淳	特許業務法人太陽国際特許事務所 弁理士

5. 調査の方法・手順等

①調査対象

- ・対象者：大学院医歯学総合研究科 助教
- ・業者：医療器械メーカー（代理店）
- ・対象経費：科研費

②調査方法

調査対象となる事案について書面調査を行うとともに、調査対象者及び業者に対するヒアリングを実施。

③調査期間

令和元年12月24日～令和2年8月3日

6. 調査の概要

(1) 書面調査

①調査対象者が研究代表者或いは研究分担者となっている科研費について、支出関係資料を精査した。

②調査対象者が所属する分野の関係者及び業者から、調査対象者との間で交わされたメールを精査した。

(2) 聞き取り調査

調査委員会により、調査対象者、調査対象者が所属する分野の関係者、及び業者から聞き取り調査を行った。

- ・調査対象者は、同じ研究グループの大学院生（以下「大学院生」という。）が業者と直接取引していたことを知っていた。
- ・調査対象者は、委託解析に係る研究費用について、率先して大学院生が業者と直接取引していると考えていた。
- ・調査対象者は、大学院生が依頼した委託解析に係る研究費が多額に膨れ上がっている認識が無く、大学院生が平成30年11月に、所属する分野の長である教授に現状を訴えたことで初めて、大学院生が業者に対し直接取引した金額を認識した。
- ・調査対象者は、業者に対し大学院生が直接取引した委託解析費用を返還させた。調査対象者は、業者に対し依然として平成30年度中に未払い金が発生していることを認識していたが、業者が支払いを待ってくれた厚意に甘んじていた。令和元年度に入って自身を研究代表者とする科研費が採択されたことを機に、未払い金の支払いに目途が立ったと考えた調査対象者は、大学院生を介して、科研費によって前年度実施分の委託解析に係る発注依頼を本学調達担当課に行った。また、調査対象者は、前年度実施分の委託解析に係る費用の支出が科研費の不正使用であるという認識が不足していた。

(3) 調査結果を踏まえた結論

調査対象者が事業年度を逸脱して業者に研究費を支払った不正な取引（架空取引）の疑いについて、調査委員会が実施した調査結果を踏まえた本学の結論は以下のとおりである。

【結論】

「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則」第2条

第1項第2号に定める研究活動上の不正行為である「研究費の不正経理」（調査対象者が、平成30年度に完了した解析結果であることを認識しながら、令和元年度に実施する解析として発注依頼を行ったことから、故意による科研費における研究費の不正使用（架空取引）が行われたもの）と認定する。

【不正使用と認定した金額】

432,000円

【認定した理由】

- ・業者は、大学院生が依頼した委託解析に係る成果物を平成30年度中に大学院生に対し直接納品しているが、当該成果物に係る費用が未払いの状態が続いており、調査対象者はそのことを認識していたこと。
- ・平成30年度に実施した委託解析の成果物に対し、調査対象者は、令和元年度に採択された科研費にて、本学調達担当課に発注依頼を行ったこと。

7. 再発防止策

本学では、研究に係る全ての教員から、本学における研究者の行動規範、その他本学諸規則等を遵守し、競争的研究資金の使用を含め、不正を行わない旨の誓約書を提出させている。また、法令や本学の諸規則を遵守し、不正な取引を行わないことを書面で確認する誓約書の提出を、全ての業者に義務づけている。

今後は、下記のことを徹底し、同様の事例発生を防止する。

本件は、平成30年度において、調査対象者の研究費（調査対象者の研究グループにおける科研費を含むその他の競争的資金、助成金等。大学が分野に支給している研究費（運営費）は含まず。）が枯渇しており、調査対象者が上司である教授にこれまでの研究を継続するために分野として研究費を支援してもらえないか相談したところ、全面的な解決策が示されなかったことを発端としており、分野内における管理・調整不足が主な要因であることから、当該分野に対し、統括管理責任者を通じて個別に公的資金を含む研究費の管理・運営について、各研究費の使用ルール及び学内における執行ルールを理解させるとともに、学内規則遵守の徹底と、研究費の使用にあたっての説明責任の重要性について厳重注意を行い、同分野内の研究者全員に対しコンプライアンス教育を再受講させることにより、再発防止の徹底を行う。

全学の教職員及び大学院生に対し、研究費不正使用防止の徹底を本学ホームページ及び全学メールにて周知する。具体的には、本学に提出している誓約書の遵守を徹底するとともに、業者への発注依頼は本学調達担当課を通じて行うよう注意喚起する。

取引業者に対し、研究費不正使用防止の注意喚起を文書にて行う。具体的には、本学に提出している誓約書の遵守を徹底するとともに、本学調達担当課からの発注依頼のみが正式発注であることを再認識すること、本学調達担当課以外の本学構成員から直接発注依頼の相談があった場合は、本学調達担当課を通じての発注依頼でないと引き受けられないよう徹底する。

研究担当理事および部局のコンプライアンス担当者が、本学で実施している全学FD、部局FD等にて研究費不正使用防止に係る注意喚起を徹底する。

以上の取り組みとは別に、今後は研究実施責任者や発注担当者、その他の研究支援者などを含め、コンプライアンス・研究倫理教育を強化する。本学不正防止計画・推進委員会を通じて各部局に本件事案を周知するほか、全学メールにより本学構成員全てに周知することで、研究費不正使用防止の再啓発を行う。また、研究関連のコンプライアンス教育として「遺伝子組換え実験」「病原微生物等・特定病原体等を取扱う実験」及び「動物実験」に関する統一プログラムによる研修会にて、今回の不正使用事案を教訓として、公的研究費の管理に係る再教育、本学の執行体制の再確認を含め、本研修会における公的研究費の執行ルールに係るコンプライアンス教育の講義時間と受講機会を増加させる（Web形式による複数開催とし、受講機会を増やす）ことで、学内規則遵守の徹底と、研究費の使用にあたっての説明責任の重要性について更なる充実を図る。

今後は、コンプライアンス・研究倫理教育について、大学全体としての受講率100%を達成すべく、各種システム改修の他、各部局等に受講率等の情報共有を行い、受講率向上に向けた組織的な取り組みを推進する。今回の調査結果を踏まえた上で、今後開催する公的研究費執行ルールを徹底するための説明会は、Web形式にて複数回、複数の時間帯に実施することで、受講機会の充実を図るとともに、受講者管理と受講漏れ防止を徹底する。